

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第五条の三に基づく掲示

当院は、厚生労働省に対して

「入院時食事療養(Ⅰ)」の届出を行っております。

■管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(朝食は7:45 昼食は12:00、夕食は18:00)適温で提供しております。

【ご参考】入院時食事療養費(10割負担の場合の価格)

入院時食事療養費(Ⅰ)／1食につき

(1) (2)以外の場合	690円
--------------	------

(2) 流動食のみを提供する場合	625円
------------------	------

※特別食を提供したときは、1食につき76円を加算

患者さんの所得に応じた標準
負担額が設定されております。

一般の方	住民税非課税世帯の方	住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	指定難病の方
1食につき 510円	1食につき 240円	1食につき 190円	1食につき 110円	1食につき 300円